

件名	電話の転送機能について
受付日	令和8年1月30日
ご意見・ご提案の概要	<p>道路に倒伏物があり県庁に電話したら土木事務所に電話をし直すように言われた。</p> <p>電話に転送等の機能を持たせて、せっかくの要望を取りこぼさないようにしてほしい。</p>
県の考え方	<p>開庁時間内に道路の危険情報をご連絡いただいた場合には、県庁の所管課が内容を聞き取った上で、必要に応じて土木事務所へ対応を要請するよう努めております。</p> <p>一方、夜間・土日祝日にご連絡いただいた際には、県庁から土木事務所へ電話転送機能で接続することが困難であるため、直接、管轄の土木事務所へご連絡いただくようお願いしております。</p> <p>また、道路の異状を発見された場合には、国が運用する「道路緊急ダイヤル」(#9910)にご連絡いただくことで、24時間体制で通報を受け付けておりますので、ぜひご活用ください。</p> <p>なお、この度いただきました「転送機能を持たせてほしい」とのご意見につきましては、今後の案内体制の改善を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
担当課	県土整備部 道路維持課 総務部 管財課